

# マクロン大統領の「賭け」：マクロン主義と「平等」

著者	藤田 友尚
雑誌名	エコノフォーラム21 : 学生と教職員のインターコミュニケーション誌
号	24
ページ	13-15
発行年	2018-03-14
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10236/00026843">http://hdl.handle.net/10236/00026843</a>

# マクロン大統領の「賭け」 マクロン主義と「平等」

藤田 友尚 教授（フランス語、フランス文化、文学）

2017年のフランス最大の話題は、エマニュエル・マクロンが新大統領に選出されたことだろう。39歳の若き大統領であり、24歳年長の夫人との恋の顛末がメディアに格好の材料を提供し、「マクロンマニア」という新語さえ生んだ。ロチルド（ロスチャイルド）投資銀行を経て、先の政権では経済・産業・デジタル大臣を務めるなど異色の経歴をもつ彼は、その後も意表を突く政治手腕でフランスの政界に新風を巻き起こしている。例えば、メディアではほとんど無名であったエドゥアール・フィリップを首相に指名したり、大統領就任後の総選挙で、自らが立ち上げた新党「共和国前進」が予想をはるかに越える議席数を獲得したりと、想定外の出来事を巻き起こした。ジャーナリストのジュリアン・マルタンは、このような大統領の行動にマクロンの「型破りへの嗜好」<sup>2</sup>を見ている。

私が注目するマクロンの「型破りへの嗜好」は、「富裕税」<sup>3</sup>を改変して「不動産富裕税」に

するという政策だ。これは「マクロニズム（マクロン主義）」<sup>1</sup>とよばれる大統領の政策のひとつだが、フランス国民が歴史を通じて執拗に求め続けてきた共和国の理念である「平等」に、彼は税制改革を通じて揺さぶりをかけようとしている。「平等」はフランス革命以降、国民が最も愛着を示してきた価値観であり、「国民的オペレーション」<sup>4</sup>とさえいわれる。それほど国民がこだわりをもつ価値観に、「富裕税」の改革をもって応えようというのだ。そこには単なる税制改革以上の意図を見る必要がある。

「富裕税」は課税資産評価額が130万ユーロを越える富裕層を対象とし、不動産を含む、株の譲渡益、利子など金融商品からの利益に対して課税される。累進課税の所得税とともに、それに応じて社会保障負担も加算されるので、高額所得者の場合には最高45%の所得税率、それに社会保障費負担を加え、全体で60%の税負担になる場合もあるという。とくに、1千万ユー

ロを超える超富裕層の場合、株式や債権などの金融投資関連の資産の割合が極めて高く、これに課税される「富裕税」は富裕者層からの評判が悪かった。今回「不動産富裕税」となることで、超富裕層の金融投資にとっては恩恵となる。さらに「30%のフラット・タックス」の導入によって、税と社会保障費負担の合計も30%になる。この措置によって、超富裕層には余剰の資金を投資やイノベーションに回してもらい、経済活性化を図ろうというのが政権の思惑だ。

このような税制改革に、労働者は「金持ちへの優遇策」だと強い反発を示している。トマ・ピケティなども、納得できる理由がないとマクロンの税制を批判する。しかし、2017年10月20日の国民議会では、議員の一部から「平等の破棄」との批判があったものの、さほどの混乱はなく「不動産富裕税」法案は可決、2018年から実施の運びとなった。今回、廃止とまではいかないまでも「富裕税」を改変することで、富裕層には45億ユーロの「税制上の贈り

物」が与えられることになる。

そもそも「富裕税」は、フランス国民が伝統的にこだわってきた「平等」の原則を税制によって具体化するという、いわば象徴的な意味合いを担ってきた。政治評論家アラン・デュアメルは、「富裕税とは、フランス人の目からすれば金持ちの税であり、金持ちを通じて具現化されている社会的不平等に対する公正な処罰であり、いわば共和国的懲罰である」と述べている。今回の税制改革では、「富裕税」の社会的制裁としての意味合いが弱くなり、一般庶民の感覚からすれば反発を禁じ得ないだろう。直前に行われた調査でも、10人中7人のフランス人が「富裕税」の廃止は裕福な家庭とそうでない家庭との格差を増大させると考えている。

フランス革命の理念を反映した共和国のローガンが「自由・平等・友愛」であることはよく知られている。なかでも、「平等」に関する問題は、社会生活や経済活動の場においてフランス人が敏感に反応する領域だ。それは歴史的に形成されてきた伝統的価値観の一部であり、国民性に深く根ざしている。

そのようなフランス人の「平等」への執着心にいち早く注目した一人に、ピエール・ロドレル (Pierre-Louis Rodereh) がいる。アレクシ・ド・トクヴィルは「平等と不平等の理論家」としてよく知られているが、彼より前にロドレルは「平等」への強い情熱こそがフランス革命を導いてきた最大の要因だと指摘し、こう述べている。「フランス革命の精神、その性

格とはいったいどのようなものだったろうか。それを自由への愛着、所有への愛着、平等への愛着だと言うのは、まったく異なった複数の観念をこっちゃんにすることだ。これら三つの愛着のなかで、革命の最初の爆発を決定的にし、もっとも激しい努力を掻き立て、一番重要な成功を収め、残り二つのものへの愛着を確実に成功させたものが一つある。それこそが平等への愛着なのである」<sup>10</sup>。

ロドレルの言う「平等」とは、彼が「権利の平等」と呼ぶもので、「人権宣言」の第6条の精神を反映している。つまり、努力や才能によれば、いかなる人も社会的にも経済的にもより高い地位に至る可能性が開かれるという意味での「平等」である。そしてロドレルは、「権利の平等」こそが「より高みを目指しての競争心」を掻き立てると主張する。このことは、当然の結果として「勝ち組」と「負け組」が生まれ、格差が生じる。そのような格差が拡大しないようにコントロールする、それが政治に求められる役目だ。

革命直後の1793年、フランスはすでに、憲法で公的扶助が国家の義務であることをゆるやかではあるが示している。福祉国家の理念を先取りするような精神を、フランスは共和国創設の際に掲げていた。画期的なこの憲法は当時としてはあまりに急進的すぎて施行されることはなかったが、社会民主的な理念を求める市民の意向を反映しているという点では注目し得る。このような伝統を受け継ぎ、フランスは社会保障において、ヨーロッパ諸国のなかでデン

マークに次ぐ平等化を成し遂げている。しかし、政治における平等主義がフランス社会のダイナミズムを阻害し、閉塞感をもたらしているのも事実だ。

グローバル化する世界情勢の中で、フランスもまたフレキシブルに社会や経済を変革することを迫られている。平等主義に政治が過度にとられ過ぎていて、それが社会経済的発展の足枷となつているとの批判も多い。特に若者やスタートアップ企業の経営者は、「平等」よりもむしろ公正さに重きを置く政策に期待を寄せ、ビジネスの世界で努力と才能で競争を勝ち抜き、それで得た富を社会に還元して変革させる、マクロンの狙いは明快だ。そう考えると、今回の税制改革は、国民の「平等」への強いこだわりからの脱却を誘導する政治的狙いがあり、それによって国民のメンタリティが変化することをマクロンは期待する。

だが分断が進むフランス社会で、それは「賭け」である。大統領を決する決戦投票のときマクロンは極右政党の党首マリーヌ・ル・ペンを押さえ勝利したが、有権者の1/4にあたる25・44%がその決戦投票を棄権している。グローバルゼーションのおおりの受け、その恩恵からとり残された人々が沈黙の有権者としてかなりの数いることを示唆している。彼らの多くは農業従事者、不熟練労働者、移民、失業者などの低所得者層の人々で、政治・経済・文化の中心部から排除され、地理的に距離のある地域に住んでいる。地理学者クリストフ・ギリユイがそ

れを「周辺部のフランス」とよび、メディアで話題にもなった。このような地域に住まう人々にとって、「平等」の原則など政治や経済を牛耳るエリートたちの掲げる聞こえの良い御題目にすぎない。実際は、不平等な社会的モデルを促進しているだけだと彼らは考える。

マクロンが「周辺部のフランス」の支持を得るには、この地域でも経済成長と雇用促進が実感できるかどうかにかかっている。しかし、フランスは自国の利益のみで行動できない。EUという超国家的組織の一員である以上、自己決定権を自由に行使できる状況にあるわけではない。メルケル首相との連携、移民問題や難民の受け入れ問題、極右勢力の拡大など、内政と外交問題でマクロンはバランスを取りながら政策を実行してゆかなくてはならない。制約の多いこの状況で、はたしてマクロンの「型破りへの嗜好」は現実的で有効な政治的戦略を編み出すことができるのか。

「賭け」は始まったばかりだ。

- 1 就任時の年齢。
- 2 « Les secrets de la méthode Macron. *L'Obs*, No.2740, 11/05-17/05/2017.
- 3 Impôt de solidarité sur la fortune. この名称は「連帯富裕税」と訳される。この語は「富裕税」と統一する。
- 4 Alain Duhamel, *Les pathologies politiques françaises*, Paris, Pion, 2016, p.65.
- 5 « Pourquoï Macron donne aux riches », *L'Obs*, No.2760, 28/09-14/10/2017.
- 6 *Idem*.
- 7 A. Duhamel, 前掲書, p.75.
- 8 2017年10月18日発表のBFM-TVのたのSELABEによる調査結果。

9 レドレルの指摘は1831年に出版された*L'esprit de la révolution*（「革命の精神」）に読める。他方、トクウィルの『アメリカのデモクラシー』は1835年に第1巻が、1840年に第2巻が出版されている。

10 P.-L. Roderer, *L'esprit de la révolution* (1831), FB Editions, 2015, p.11.

11 「人権宣言」第6条には、「すべての市民は、法律の前に平等であるから、その能力にしたがって、かつ、その徳行と才能以外の差別なしに、等しく、すべての位階、地位および公職に就くことができる」とある。

12 1793年6月24日、国民公会で採択された憲法。第21条に、生存の糧さえ手に入れることできない市民に対して社会は援助の手を差し伸べる必要があるとしている。

13 2014年の国民負担率（租税負担額と社会保障負担額の合計を国民所得で割って算出）から見ると、OECD加盟34ヶ国中、フランスは68・2%であり、デンマークの70・7%に次いで国民負担率が高い。ちなみに日本は42・2%。データは財務省の報道発表（2017年2月10日）における「国民負担率の国際比較」による。

14 Christophe Guilluy, *La France périphérique*, Paris, Flammarion, 2014.